

荒木浄水場運転管理等業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、「荒木浄水場運転管理等業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 業務名 | 荒木浄水場運転管理等業務委託 |
| (2) 業務内容 | 荒木浄水場運転管理等業務委託要求水準書のとおり |
| (3) 業務期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |
| (4) 業務場所 | 久留米市荒木町白口55 荒木浄水場 |
- 業務の範囲は、当企業団が管理する下記の施設とする。
- 東櫛原取水口、東櫛原取水場、原水調整池取水塔、八女水源地、荒木浄水場、藤山系送水ポンプ場、藤山調整池、高田中継ポンプ場、各構成団体受水施設に設置している機器類、導・送水管路

3 見積限度額

本業務委託の上限価格は、次のとおりである。

業務委託料 646,800,000円（消費税及び地方消費税抜き）

※物品等購入費用については、業務委託料とは別枠で取り扱い、その支払いについては、実際に要した費用の実費を当該上限額の範囲内で行うものとする。

物品等購入費用上限額 10,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 福岡県南広域水道企業団指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 当企業団の業務委託における競争入札参加資格者名簿において、浄水施設等運転管理で登録されている者であること。
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと、又は同法第6号に規定する暴力団員等でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員等でないこと。
- (7) 法人として登録されている者で、九州に本社又は営業所を置く団体であること。

- (8) 自社で雇用している水道技術管理者かつ水道施設管理技士2級以上を有する総括責任者を配置できること。
- (9) 平成28年度以降、元請として公称施設能力50,000m³/日を超える沈殿ろ過方式の浄水場において、運転管理業務の受託実績が2年以上あること。
- (10) 単独企業による応募とすること。

5 実施形式

公募型

6 スケジュール

本業務委託の契約までのスケジュールは、以下のとおりとする。

日 程	内 容
令和7年8月1日（金）	本プロポーザルの公告
令和7年8月1日（金）～ 令和7年8月12日（火）	参加申込書の提出期間
令和7年8月18日（月）	参加資格の審査結果通知
令和7年8月20日（水）～ 令和7年8月27日（水）	資料の閲覧申込期間
令和7年9月1日（月）～ 令和7年9月5日（金）	資料の閲覧期間
令和7年9月8日（月）～ 令和7年9月19日（金）	企画提案書等作成に係る質問期間
令和7年9月8日（月）～ 令和7年9月25日（木）	企画提案書等作成に係る質問に対する 回答期間
令和7年10月1日（水）～ 令和7年10月8日（水）	企画提案書等の受付期間
令和7年10月14日（火）	プレゼンテーション・ヒアリング日程の通知
令和7年10月24日（金）	プレゼンテーション・ヒアリングの実施日
令和7年10月31日（金）	ヒアリング結果確認書の提出期限（参加事業者が提出）
令和7年11月25日（火）	審査結果通知
令和7年12月下旬	事業者との見積合わせ・契約書締結

※日程に変更が生じた場合は通知する。

※日程のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は受付窓口の対応を行わない。

7 参加申込の手続き

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式１）

１部

【添付書類】

- i 参加資格に係る申立書（様式２）
- ii 水道技術管理者及び水道施設管理技士２級以上の資格を有することの証し、及びその該当者が団体に雇用されていることを示す証明書等の写し
- iii 浄水場運転管理業務の受託実績を示す契約書、仕様書等の写し（「４参加資格要件（９）を証明するもの」

イ 委任状（様式８）

１部

本プロポーザルに関する権限を代理人に委任する場合のみ提出すること。

（２）提出期間

令和７年８月１日（金）から令和７年８月１２日（火）まで

（３）提出方法等

- ア 提出は「２１書類の提出先（受付窓口）」への郵送とし、提出期間末日の１７：００必着とする。発送後は必ず受付窓口まで電話連絡を行うこと。また、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとする。持参は不可とする。
- イ 各書類は様式リストに示された指定様式で作成すること。
- ウ 用紙サイズＡ４判又はＡ３判とし、Ａ３判はＡ４判の大きさに折り込み、Ａ４判ファイル綴じとすること。
- エ ＣＤ－Ｒ（容量が不足する場合はＤＶＤ－Ｒとする。）に、提出書類の電子データを格納し提出すること。様式の指定があるものは、ＰＤＦ形式に変換せず、その他はＰＤＦ形式とし、ウィルスチェックを行った上で提出すること。

（４）参加申込の秘匿

以降の評価は全て匿名で行う。匿名性を担保するため、参加申込をした事実の公表は審査結果通知まで一切行わないこと。

８ 参加資格確認結果の通知

参加者が「４参加資格要件」を全て満たしているかを確認し、その結果を令和７年８月１８日（月）までに書面を発送して通知する。（様式３又は様式４）

９ 資料の閲覧

希望者に対して、企画提案書等の作成のために必要な各種資料の閲覧を、日時を指定し実施する。なお、指定日時以外の閲覧は認めない。

（１）閲覧期間

令和７年９月１日（月）から令和７年９月５日（金）の９：００から１７：００まで（土日祝日を除く）

（２）閲覧場所

福岡県久留米市荒木町白口５５ 荒木浄水場

（３）閲覧人数

５名以内

（４）閲覧提供資料

- ア 荒木浄水場水処理指針
- イ 浄水場運転・維持管理に係るマニュアル等
- ウ 各種報告書及び帳票類
- エ 施設データ

(5) 閲覧申込方法

閲覧申込書（様式 13）に必要事項を記載のうえ、電子メールに添付して、「21 書類の提出先（受付窓口）」宛に送信し、着信確認の電話連絡をすること。

(6) 閲覧申込提出期間

令和 7 年 8 月 20 日（水）9：00 から令和 7 年 8 月 27 日（水）17：00 までに必着とする。

(7) 留意事項

- ア 閲覧希望日が複数の参加事業者で重複した場合、当企業団にて日程を調整する。
- イ 資料の閲覧は、荒木浄水場内の指定された場所でのみ可能とし、指定の場所以外への閲覧資料の持ち出しを一切禁止する。
- ウ 複写を希望する者は複写機又はカメラ等を持参すること。
- エ 資料の閲覧において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

10 質問期限及び回答

企画提案書等の作成に際して、実施要項等に関する質疑は、次に示す方法にて行うものとする。

(1) 質問方法

- ア 質問書（様式 9）のデータを添付した電子メールを「21 書類の提出先（受付窓口）」宛に送信し、着信確認の電話連絡を行うこと。
- イ 質問書には参加事業者名を明記し、質問の対象となる文書名、頁、該当項目等を記すこと。
- ウ 質問書には、意見等は記載しないこと。
- エ 意見と判断される事項並びに実施要項、事業者評価基準及び本業務委託の要求水準書以外の質問には回答しない。

(2) 質問期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）9：00 から令和 7 年 9 月 19 日（金）の 17：00 までに必着とする。

(3) 回答方法

質問への回答は、質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで送信する。また、必要に応じて企業団ホームページに掲載する。

(4) 回答期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）9：00 から令和 7 年 9 月 25 日（木）17：00 までに随時行う。

11 リスク分担

本業務のリスク分担は、下記のとおりとする。

種 類		内 容	委託者	受託者
契約締結前	募集資料	募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	応募コスト	応募に係る費用負担		○
	契約	委託者の帰責事由により契約締結ができない、又は契約手続に時間がかかるもの	○	

種 類		内 容	委託者	受託者
契約締結前	契約	受託者の帰責事由により契約が締結できない、又は契約手続に時間がかかるもの		○
	契約締結遅延	委託者の帰責事由による契約締結の遅延、未締結	○	
		受託者の帰責事由による契約締結の遅延、未締結		○
社会	住民対応	本業務の実施に対する地域の要望等によるもの	○	
		受託者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望によるもの		○
	環境	受託者が実施する業務による環境問題（周辺への環境悪化、振動・騒音・地盤沈下・臭気等）		○
		上記以外のもの	○	
	第三者賠償	委託者が実施する業務により第三者に与えた損害	○	
		受託者が実施する業務により第三者に与えた損害		○
経済	物価変動	物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減、又は、一定の範囲を越えた物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減	協議 （物価スライド条項による）	
		物価変動（インフレ、デフレ）に係る費用の増減（一定の範囲内）		
制度	法令変更	本事業に直接関わる法令の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令の新設・変更によるもの		○
	税制変更	消費税の変更、法人の利益にかかる税以外の税制変更によるもの	○	
		本事業に直接関わる新税の成立、税制変更によるもの	○	
		法人の利益にかかる税の変更によるもの		○
契約締結後	許認可	受託者が取得すべき許認可の取得の遅延によるもの		○
	中止・遅延	委託者の指示、債務不履行、議会の不承認によるもの	○	
		受託者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	計画変更	委託者による本事業の業務範囲の縮小、拡充等によるもの	○	
	不可抗力	天災・暴動等不可抗力による契約の中止・変更・延期、施設損壊	○	
	財務	委託者の債務不履行によるもの	○	
		受託者の業務放棄、破綻		○
運転維持管理	費用増加	委託者の指示・提示条件の不備・変更による費用の増加	○	
		受託者の提案内容、運転・維持管理業務の不備・変更による費用の増加		○

種 類		内 容	委託者	受託者
運転維持管理	要求水準書未達	委託者の指示、提示条件・変更、不可抗力によるもの	○	
		運転・維持管理業務に関する要求水準の未達によるもの		○
	施設損傷	本施設の劣化・老朽化に対して受託者が適切な維持管理業務を行わなかったことによる施設損傷		○
		委託者及び第三者の帰責事由による本施設の損傷	○	
	水質等変動	取水又は流入水の著しい悪化による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	原水水質等変動	施設の性能上、水質基準等を満足できない場合	○	
		受託者側の事由によらない原水水量不足（渇水等）による水量を満足できない場合	○	
	施設改修	受託者の帰責事由により本施設の改修が必要となった場合		○
		委託者の帰責事由により本施設の改修が必要となった場合や施設の劣化、経年等による性能不足に関するリスク	○	
	事故・災害	受託者の帰責事由による事故の発生		○
		上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	
	緊急時の対応	災害及び事故等の緊急事態の際の初動対応に係る費用		○
		上記以外の災害及び事故等の緊急事態対応（復旧費等）に係る費用	○	
	契約解除	委託者の帰責事由により契約を解除する場合	○	
		受託者の帰責事由により契約を解除する場合		○
	移管手続	業務期間終了時の手続に要する費用負担		○
	契約不適合	業務開始前及び業務開始後１年以内における施設設備機能に関する契約の不適合による費用の増加	○	
		業務終了後１年以内における施設設備機能に関する契約の不適合による費用の増加		○

1.2 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙（様式6）

イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き

エ 提出部数 8部（正1部、副7部）。副7部は会社名を除く。
上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し2枚提出。

オ 制限枚数 表紙及び目次を除き、30ページ以内とする。

(2) 構成とポイント

- ア 企画提案書は、下表に示す構成とすること。
- イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 企画提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

	構成	ポイント
1	運転管理業務の基本方針	業務の目的・内容及び安全・安定供給のために重点を置いていることを記載のこと
2	運転管理体制	引継ぎ期間または業務開始にむけての運転管理体制、業務開始からの運転管理体制の構築について、ローテーションの組み方、総括責任者の任務、要員数等について記載のこと
3	運転員の資質・経験	運転管理技術、保守管理技術、不測の事態への支援体制、必要な資格取得者数と配置数等について記載のこと また、教育研修プログラムの充実度、技術・技能・知識習得のシステム等について記載のこと
4	危機管理対策	安全管理への計画、事故防止策、水質事故、異常時対応及び応急措置対応能力について記載のこと また災害時の連絡体制等の整備、各種手順書の整理及び改定方法等について記載のこと
5	水道施設の保守管理	保守点検の考え方、保守対応方法、故障対応能力の水準等について記載のこと。また、簡易水質検査、採水業務、器具洗浄業務、小学校見学等案内の手順、体制、留意点を記載すること
6	創意工夫、効率化	運転管理体制の見直しや新技術の導入等による業務の効率化及び、エネルギーの削減方法について記載すること。

1.3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次に示す書類を提出すること。
(プロポーザル参加資格を有すると認められた者のみ提出すること。)

- ア 団体概要（様式5） 1部
【添付書類】
- i 直近3ヵ年度分の決算関係書類の写し（貸借対照表及び損益計算書又は決算書）
 - ii 定款、規約等
- イ 企画提案書（表紙：様式6） 8部（正1部、副7部）

ウ 価格提案書（様式7）

1部

長形3号の封筒に入れ、印鑑で封筒の綴じ目3箇所（3箇所）に封印をして提出すること。

エ プレゼンテーション・ヒアリングに参加する者の人数（5名まで）、氏名、役職（書式任意）

（2）提出方法等

ア 提出は「21書類の提出先（受付窓口）」への郵送とし、提出期限必着とする。発送後は必ず受付窓口まで電話連絡を行うこと。また、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとする。持参は不可とする。

イ 各書類は様式リストに示された指定様式で作成すること。

ウ 用紙サイズA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、A4判ファイル綴じとすること。

エ CD-R（容量が不足する場合はDVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し提出すること。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウィルスチェックを行った上で提出すること。

（3）提出期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月8日（水）まで

1.4 審査・選定方法

（1）審査方法

本業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、優先交渉権者の選定を行う。

（2）プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した者に対して、プレゼンテーションの機会を設ける。

ア 実施日 令和7年10月24日（金）

（応募者が多数の場合は、別途審査日を設ける場合がある。）

イ 参加人数 5人以内（うち1名は本業務の総括責任者とする）

ウ 留意事項

- i 1者あたりの持ち時間は40分程度とし、うちプレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを20分程度とする。
- ii プレゼンテーションは、当企業団に提出した企画提案書等を基に行うこと。
- iii プレゼンテーションを行うにあたり、必要な機器はすべて提案者が準備すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは、借用可とする。
- iv ヒアリングで回答できない事項は、後日、ヒアリング結果確認書（様式14）で、令和7年10月31日（火）17：00までに回答すること。
- v プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名（会社名を判別できる表示を含む。）の記載は行わないこと。

（3）評価基準

ア 企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目及び配点は、次のとおりとする。

	評価項目	評価内容	配点
1	運転管理業務の基本方針 (6)	水道用水の安全、安定供給のために必要な方針を示しているか	3点
		業務の目的・範囲・重要性を的確に理解しているか	3点
2	運転管理体制 (9)	総括責任者や各業務の担当者の役割が明確で、体制が整備されているか	3点
		引継ぎ業務期間に、業務開始に向けてスムーズに移行できる体制が整備されているか	3点
		業務開始からの運転管理体制の構築について、ローテーションの組み方は適正かつ十分か	3点
3	運転員の資質・経験 (14)	総括責任者の同種業務経験年数、資格の保有状況	3点
		運転員の実務経験(3年以上)や専門資格(電気・機械・水質分析など)の保有状況及び配置できる割合	8点
		新人教育・スキルアップ研修、安全教育の計画・実施状況	3点
4	危機管理対策 (14)	安全管理への計画、事故防止策、水質事故、異常時対応と連絡体制	3点
		電気・機械設備のトラブル・異常時における応急処置の可能な範囲	8点
		不具合対応手順書の整備、改定方法	3点
5	水道施設の保守管理 (8)	薬注機器、屋外機器、水質自動計器等の保守点検の考え方、保守対応方法、故障対応能力	5点
		簡易水質検査、器具洗浄業務、採水業務、小学校見学等案内の実施体制、物品等購入の方法	3点
6	創意工夫、効率化 (9)	維持管理方法や業務手順書等の見直しによる効率化への取り組み	3点
		IoT、遠隔監視、AI活用等による効率化への取り組み	3点
		エネルギー削減への取り組み	3点
企画提案 小計			60点
1	法人・団体評価	経営規模、財務状態、経営成績	5点
2	受託実績	浄水場運転管理業務の受託状況	5点
業務実績 小計			10点
価格提案(業務委託料)		配点×各参加事業者の提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	30点
総合点			100点

イ 採点基準及び評価点の算出方法

各評価者の評価点を、以下のとおり算定する。

i 企画提案

- ・参加事業者から提出される企画提案書を基に評価を行う。

- ・各評価項目の評価点は、各評価者が a b c d e の 5 段階にて評価したものについて、以下に示す「企画提案書の得点化方法」により得点（小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで）を付与する。

i－① 企画提案書の得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
a	より優れている（高度な提案をしている）	配点×1.0
b	満足できる（十分な提案をしている）	配点×0.8
c	標準的である（平均的な提案をしている）	配点×0.6
d	物足りなさを感じる（やや提案が乏しい）	配点×0.4
e	不安である（提案が乏しい）	配点×0.2

ii 業務実績（法人・団体の評価）

- ・参加事業者から提出される団体概要と決算関係書類（直近の貸借対照表及び損益計算書又は決算書）を基に経営状況の評価を行う。
- ・本評価項目の評価点は次表「ii－①～③」で得られた得点の合計点とする。
- ・1 団体当りの最高評価点 5 点

ii－① 経営規模（信用性）

資本金額	得点
50,000 千円以上	1 点
50,000 千円未満	0 点

ii－② 財務状態（安全性：貸借対照表より）

自己資本比率	得点
50%以上	2 点
30%以上 50%未満	1 点
30%未満	0 点

ii－③ 経営成績（収益性：損益計算書より）

収益性	得点
2 年純利益の場合	2 点
1 年純利益の場合	1 点
その他の場合	0 点

iii 業務実績（受託実績）

- ・参加事業者から提出される浄水場運転管理業務の受託実績を基に評価を行う。他の事業体での受託実績による豊富な経験及びノウハウの蓄積等について

て審査評価するため、運転管理業務を受託している主要な事業者について、公称施設能力に応じた得点により評価する。

- ・本評価項目の評価点は、最大2件の業務実績（元請として沈殿ろ過方式の浄水場運転管理業務の受託実績が2年以上あるもの）に対して次表「iii－①、②」で得られる得点の合計点とする。
- ・1団体当りの最高評価点 5点

iii－① 業務実績（1件目）

公称施設能力m ³ /日	得点
10万m ³ /日以上	3点

iii－② 業務実績（2件目）

業務実績が2件以上ある場合、「iii－① 業務実績（1件目）」に次表の点を加算

公称施設能力m ³ /日	得点
5万m ³ /日以上	2点

iv 価格提案

- ・参加事業者から提出される価格提案書の金額をもとに評価を行う。
- ・提案価格が上限価格（消費税及び地方消費税抜き）を超えた場合は失格とする。
- ・本評価項目の評価点は次による。なお、評価点は小数点第2位を四捨五入するものとする。

価格評価点＝配点×（各参加事業者の提案価格（業務委託料）のうち最低価格／自社の提案価格（業務委託料））

ウ 総合点

- ・各評価者が上記により算定した評価点を合計したものとする。

1.5 候補者の選定方法

- （1）失格者及び企画提案（※業務実績・価格提案は除く）における評価値の合計点が満点の6割に達しない者を除いたもののうち、総合点が最も高い者から順に候補者として順位付けを行う。
- （2）（1）において、総合点が同点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者から順に候補者として順位付けを行う。
- （3）（2）において、価格提案書の金額も同額の場合はくじ引きによって順位付けを行う。
- （4）参加者が1者であっても審査を実施するが、企画提案における評価値の合計点が満点の6割に達する者がいない場合には、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

1.6 審査結果

- （1）通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- （2）通知時期 令和7年11月25日（火）

1 7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が「3 見積限度額」に記載する上限価格を超過した場合

1 8 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

1 9 情報公開及び提供

当企業団は提出された企画提案書等について、福岡県南広域水道企業団情報公開条例（平成16年8月13日条例第15号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

2 0 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式10）により、「2 1 書類の提出先（受付窓口）」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1 者につき1 案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案に係る書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を当企業団に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、当企業団と契約に至った者が作成した企画提案書については、当企業団が必要と認める場合には、当企業団は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申込者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した当企業団指定の誓約書を提出しなければならない。

2.1 書類の提出先（受付窓口）

〒830-0062

福岡県久留米市荒木町白口55

福岡県南広域水道企業団 施設部 浄水管理課

電話番号 0942-27-1561

FAX 番号 0942-27-1795

電子メール josuikakari@sflower.or.jp

企業団ホームページ <https://www.sflower.or.jp/>